

植草学園さくら会

平成24年度 総会次第

日時 平成24年7月7日(土) 13:30~

場所 植草学園大学 L棟 2階 会議室5

※司会進行 副理事長兼事務局長

1. 開会の辞

2. 挨拶

(1) 会長挨拶

(2) 各校挨拶

植草幼稚教育専門学校元校長

植草学園大学附属高等学校長

植草学園短期大学長

植草学園大学長

3. 議長選出

議長 植草学園さくら会会長

4. 議事録署名人の選出

5. 定足数確認及び配布資料確認

6. 議事

(1) 平成23年度 植草学園さくら会事業報告及び決算について

(2) 植草学園さくら会会計監査報告について

(3) 平成24年度 植草学園さくら会事業計画(案)及び予算(案)について

(4) 植草学園さくら会会則の一部改正(案)について

(5) 平成24年度植草学園さくら会新役員の選出について

(6) その他

7. 閉会の辞

*15:30~各専門委員会開催

次回予定：平成24年10月13日(土) 12:00~(お弁当を用意します)

平成24年度 植草学園さくら会 第2回理事会

終了後、編集、合同企画、ホームページ、各専門委員会 15:00~

平成23年度 事業報告

- 1 第1回 植草学園さくら会総会
平成23年6月18日(土) L棟2階 会議室5
- 2 理事会、専門委員会
平成23年 7月 2日(土) 12:00~ 第1回理事会、編集委員会
合同企画委員会
平成23年10月22日(土) 12:00~ 第2回理事会 編集委員会、
合同企画委員会
平成24年 3月17日(土) 14:30~ 第3回理事会 編集委員会、
合同企画委員会
- 3 合同企画
平成23年11月19日(土)
第2回植草学園さくら会合同企画「大抽選会」開催
- 4 同窓会報発行
平成23年8月~9月 植草幼児教育専門学校同窓生発送
(会報第1号)
平成24年3月 植草学園大学附属高等学校・植草学園短期大学・
植草学園大学の平成23年度卒業生に配付(会報第
2号)

平成23年度植草学園さくら会 決算書

収入総額 1,107,722 円
 支出総額 840,895 円
 差引総額 266,827 円(次年度繰越)

〈収入の部〉

(単価:円)

科目	予算	決算	差異	備 考
1. 運営会費	390,000	390,000	0	各学校@130,000×3校
2. 繰越金	717,627	717,627	0	前年度繰越金 ※前年度幼専会報送付費407,400円を含む
3. 雑収入	194	95	99	利息
合 計	1,107,821	1,107,722	99	

〈支出の部〉

(単価:円)

科目	予算	決算	差異	備 考
1. 行事費	90,000	64,600	25,400	緑茶祭企画等
2. 会議費	90,000	45,260	44,740	弁当・お茶代等
3. 旅費交通費	90,000	63,000	27,000	1回出席につき 1,000円
4. 通信費	15,000	10,920	4,080	切手、現金書留等
5. 委託報酬費	491,400	362,438	128,962	同窓会HP維持・運営費 ※前年度幼専会報送付費362,438円
6. 特別積立金	90,000	90,000	0	さくら会発展のための積立金 @30,000×3校
7. 寄付金	200,000	200,000	0	東日本大震災の被災学生・生徒への義援金
8. 予備費	10,000	0	10,000	
9. 雑費	31,421	4,677	26,744	消耗品等
合 計	1,107,821	840,895	266,926	

平成23年度の会計帳簿及び証憑書類を監査した結果、妥当かつ適正であることを認めます。

平成 24 年 7 月 7 日

植草学園さくら会 同窓会監事

司田泰子
出木麻子



平成24年度 事業計画(案)

- 1 平成24年 6月16日(土) 12:00~ L棟2階 会議室5
第1回 理事会
- 2 平成24年 7月 7日(土) 13:30~ L棟2階 会議室5
平成24年度 植草学園さくら会総会
総会終了後 15:00~
専門委員会（編集委員会、合同企画委員会、HP委員会）
- 3 平成24年10月13日(土) 12:00~ L棟2階 会議室5
第2回 理事会
理事会終了後 15:00~
編集委員会、合同企画委員会、HP委員会
- 4 緑栄祭 平成24年11月17日(土) メインステージ 14:00~
植草学園さくら会合同企画「大抽選会(仮称)」開催 (第3回)
合同企画終了後 合同企画委員会のみ反省会
- 5 平成25年 3月16日(土) L棟2階 会議室5 12:00~
第3回 理事会
- 6 同窓会報発行
平成24年5月 植草学園短期大学同窓生に発送(会報第2号)
平成24年6月 植草学園大学附属高等学校同窓生に発送
(会報第2号)
平成24年8月~9月 植草幼稚教育専門学校同窓生に発送予定
(会報第2号)
平成25年3月 植草学園大学附属高等学校、植草学園短期大学
植草学園大学 同窓生に発送予定(会報第3号)
※平成24年度各校卒業生に配付予定

平成24年度植草学園さくら会 予算書(案)

収入総額	757,000 円
支出総額	757,000 円
差引総額	0 円

〈収入の部〉

(単価:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	備 考
1. 運営会費	490,000	390,000	100,000	@130,000×3校、@100,000×1校(大学)
2. 繰越金	266,827	717,627	△ 450,800	前年度繰越金
3. 雑収入	173	194	△ 21	利息
合 計	757,000	1,107,821	△ 350,821	

〈支出の部〉

(単価:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	備 考
1. 行事費	90,000	90,000	0	緑茶祭企画等
2. 会議費	90,000	90,000	0	弁当・お茶代等
3. 旅費交通費	90,000	90,000	0	1回出席につき 1,000円
4. 通信費	15,000	15,000	0	切手、現金書留等
5. 委託報酬費	0	491,400	△ 491,400	
6. 特別積立金	220,000	90,000	130,000	さくら会発展のための積立金 @30,000×4校 前年度繰越金より、100,000円
7. 寄付金	200,000	200,000	0	植草学園教育研究振興資金
8. 予備費	30,000	10,000	20,000	
9. 雑費	22,000	31,421	△ 9,421	消耗品等
合 計	757,000	1,107,821	△ 350,821	

※(1)平成23年度より「会報作成費」及び「会報送付費」についてさくら会では徴収

いたしません。 編集委員会を中心に各学校の会計より支払をお願いします。

※(2)平成24年度より、前年度の繰越金の一部を「特別積立金」に入れることとする。

植草学園さくら会会則の一部改正 (案)

改正の事由：平成24年5月に植草学園大学同窓会が発足することによる改正。

新 旧 対 照 表

新	旧
(名称) 第1条 本会は、植草学園さくら会と称する。	(名称) 第1条 本会は、植草学園さくら会と称する。
(目的) 第2条 本会は、植草学園の各同窓会の連合会として組織し、相互の交流、連携を推進することにより、同学園の同窓生の交流、親睦を図り、併せて同学園との連携を強化し、もって同学園の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、植草学園の各同窓会の連合会として組織し、相互の交流、連携を推進することにより、同学園の同窓生の交流、親睦を図り、併せて同学園との連携を強化し、もって同学園の発展に寄与することを目的とする。
(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 各同窓会間の交流、連携の推進 二 植草学園との連携及び協力 三 各同窓会への支援及び相互間の連絡・調整 四 その他本会の目的に沿った事業活動	(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 各同窓会間の交流、連携の推進 二 植草学園との連携及び協力 三 各同窓会への支援及び相互間の連絡・調整 四 その他本会の目的に沿った事業活動
(会員) 第4条 本会は、次に掲げる同窓会をもって正会員とする。 一 植草文化服装専門学校 二 植草家政高等専修学校 三 植草幼稚教育専門学校 四 植草学園大学附属高等学校 五 植草学園短期大学 六 <u>植草学園大学</u>	(会員) 第4条 本会は、次に掲げる同窓会をもって正会員とする。 一 植草文化服装専門学校 二 植草家政高等専修学校 三 植草幼稚教育専門学校 四 植草学園大学附属高等学校 五 植草学園短期大学
(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 一 会長 1名 二 副会長 3名から4名 三 理事 <u>10名から15名</u> 四 監事 2名から3名 五 代議員 15名から20名	(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 一 会長 1名 二 副会長 3名から4名 三 理事 <u>8名から10名</u> 四 監事 2名から3名 五 代議員 15名から20名
(役員の選任) 第6条 会長、副会長、理事、監事は、各同窓会役員のうちから総会において選任する。	(役員の選任) 第6条 会長、副会長、理事、監事は、各同窓会役員のうちから総会に於いて選任する。
(役員の任務) 第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。	(役員の任務) 第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(役員の任期)	(役員の任期)

<p>第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>2 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>2 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p>
<p>(顧問)</p>	<p>(顧問)</p>
<p>第9条 本会に、顧問を置くことができる。</p>	<p>第9条 本会に、顧問を置くことができる。</p>
<p>2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。</p>	<p>2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。</p>
<p>3 顧問は、会長の諮間に応ずる。</p>	<p>3 顧問は、会長の諮間に応ずる。</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第10条 本会の会議は、総会、理事会（役員会）とする。</p>	<p>第10条 本会の会議は、総会、理事会（役員会）とする。</p>
<p>(総会)</p>	<p>(総会)</p>
<p>第11条 総会は、第5条に掲げる役員をもって組織する。</p>	<p>第11条 総会は、第5条に掲げる役員をもって組織する。</p>
<p>2 総会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 役員の選任に関する事項 二 事業計画及び事業報告に関する事項 三 予算及び決算に関する事項 四 会則の改廃に関する事項 五 その他会長が必要と認めた事項 	<p>2 総会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 役員の選任に関する事項 二 事業計画及び事業報告に関する事項 三 予算及び決算に関する事項 四 会則の改廃に関する事項 五 その他会長が必要と認めた事項
<p>3 総会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>3 総会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。</p>
<p>4 総会は、第5条に掲げる役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</p>	<p>4 総会は、第5条に掲げる役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</p>
<p>5 総会にあたり、やむを得ない事情のある場合、役員は所定の総会委任状を提出し、出席に代えることができる。</p>	<p>5 総会にあたり、やむを得ない事情のある場合、役員は所定の総会委任状を提出し、出席に代えることができる。</p>
<p>6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>
<p>7 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>7 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。</p>
<p>(理事会)</p>	<p>(理事会)</p>
<p>第12条 理事会は、次に掲げる役員をもって組織する。</p>	<p>第12条 理事会は、次に掲げる役員をもって組織する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一 会長 二 副会長 三 理事のうちから選任されたもの 四 その他会長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会長 二 副会長 三 理事のうちから選任されたもの 四 その他会長が認めたもの
<p>2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総会の開催に関する事項 二 役員の人事に関する事項 三 その他理事会が必要と定めた事項 	<p>2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総会の開催に関する事項 二 役員の人事に関する事項 三 その他理事会が必要と定めた事項
<p>3 理事会は、会長が招集する。</p> <p>(専門委員会)</p>	<p>3 理事会は、会長が招集する。</p> <p>(専門委員会)</p>

<p>第13条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。</p> <p>(会費)</p>	<p>第13条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。</p> <p>(会費)</p>
<p>第14条 正会員は、総会で定められた会費を納入する。</p>	<p>第14条 正会員は、総会で定められた会費を納入する。</p>
<p>(経費)</p> <p>第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。</p>	<p>(経費)</p> <p>第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一 会費 二 寄付金 三 協賛金 四 事業収益 五 その他の収入 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会費 二 寄付金 三 協賛金 四 事業収益 五 その他の収入
<p>2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p>	<p>2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p>
<p>(監査)</p>	<p>(監査)</p>
<p>第16条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。</p>	<p>第16条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>(事務局)</p>
<p>第17条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置くことができる。</p>	<p>第17条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置くことができる。</p>
<p>(会則の改定)</p>	<p>(会則の改定)</p>
<p>第18条 この会則は、総会に於いて過半数の議決により改正することができる。</p>	<p>第18条 この会則は、総会に於いて過半数の議決により改正することができる。</p>
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p>第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附 則 (平成22年3月27日総会承認) この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成22年3月27日総会承認) この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成24年 7月 7日総会承認) この規程は、平成24年 5月 12日から施行する。</p>	